

とちぎの元気な森づくり県民税事業あり方検討会設置要綱

（設置）

第1条 とちぎの元気な森づくり県民税条例(平成19年栃木県条例40号)第2条に規定するとちぎの元気な森づくり事業の平成30年度以降のあり方等について、有識者の意見を求めるため、とちぎの元気な森づくり県民税事業あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1)とちぎの元気な森づくり事業のあり方に関すること。
- (2)その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 検討会は、委員8名以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、学識経験者その他適当と認められる者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

（座長）

第5条 検討会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第6条 検討会の会議は、座長が招集する。

- 2 検討会は、座長が議長となる。
- 3 座長は、必要に応じ、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

（庶務）

第7条 検討会の庶務は、環境森林部環境森林政策課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成30年3月31日をもってその効力を失う。